

議案第37号

南房総広域水道企業団の解散に伴う財産処分に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、令和8年3月31日をもって解散する南房総広域水道企業団の財産処分を次のとおり関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月5日提出

南房総市長 石 井 裕

南房総広域水道企業団の解散に伴う財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、令和8年3月31日をもって解散する南房総広域水道企業団の財産処分を次のとおり定める。

1 南房総市に承継する財産

・土地

所在地	地目	登記簿面積
南房総市下湊田字寺原249番2	水道用地	668㎡

2 大多喜町に承継する財産

・土地

所在地	地目	登記簿面積
千葉県夷隅郡大多喜町上原字打越堀1198番2	田	19㎡
千葉県夷隅郡大多喜町上原字打越堀1199番3	田	56㎡
千葉県夷隅郡大多喜町上原字打越堀1189番5	宅地	26.05㎡
千葉県夷隅郡大多喜町上原字打越堀1191番9	宅地	24.05㎡
千葉県夷隅郡大多喜町西部田字川島905番4	田	60㎡
千葉県夷隅郡大多喜町西部田字川田912番14	田	109㎡
千葉県夷隅郡大多喜町西部田字竹ノ沢798番2	雑種地	66㎡
千葉県夷隅郡大多喜町上原西部田柳原入会字沢山11番543	雑種地	265㎡
千葉県夷隅郡大多喜町上原西部田柳原入会字沢山11番544	雑種地	149㎡

所在地	地目	登記簿面積
千葉県夷隅郡大多喜町上原西部田柳原入会字沢山 1 1 番 5 4 5	雑種地	4. 0 0 m ²

3 千葉県企業局の承継する財産

1、2以外の全て